

今冬の豪雪による被災農業者への支援対策について

平成26年2月24日
農林水産省

- 1 今冬の大雪は、通常降雪量の少ない地域を中心に、農業用ハウスの倒壊などにより、平成24年を上回る甚大な被害をもたらしている。
特に、創意工夫で経営を発展させてきた担い手が多大な被害を受けており、被災農業者が今後も意欲を持って農業を継続していけるように、万全の対策を講じていくこととする。
- 2 このため、融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施する。
 - (1) 災害関連資金の無利子化
農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化
 - (2) 農業用ハウス等の再建・修繕への助成
農業用ハウス・棚等の再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成
(被災農業者向け経営体育成支援事業) ※別紙参照
 - (3) 共同利用施設への助成
雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援
(強い農業づくり交付金)
 - (4) 果樹の改植への助成
被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成
(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)
 - (5) 被災農業法人等の雇用の維持のための支援
被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成
(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修))
- 3 また、今後、詳細な被害状況を把握し、現場のニーズを伺った上で、追加対策を検討することとしている。

(別紙)

被災農業者向け経営体育成支援事業による倒壊したハウスなどの撤去については、それぞれの農家ごとに次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

(1) 次のことがわかる書きものや写真等

①施設の被害の状況

②撤去の作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 撤去作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

(従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。)